

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に
対する修正案

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の一部
を次のように修正する。

附則第一条第一項第一号中「附則第三条」の下に「第三条の二」を加える。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（法制上の措置等）

第三条の二 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される国民
年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定す
る財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しと厚生年
金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得
再分配機能の低下により国民年金法による老齢基礎年金（以下この条において単に「老齢基礎年金」とい
う。）の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（次

項において単に「老齡厚生年金」という。）の受給権者の将来における老齡基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚生年金保険法第三十四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。

2 政府は、前項の法制上の措置を講ずる場合において、老齡基礎年金の額及び老齡厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齡基礎年金の額及び老齡厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。